

## 中間市農業委員会総会（9月）議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 10時00分開始

2. 開催場所 中間市交流センター 2階 第1会議室

3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				

4. 議事日程について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

議案第15号 認定農業者の認定に係る意見照会について

柴田議長：おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和3年9月の農業委員会は成立致しましたので、直ちに本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。

事務局長：一時的に職員として来ております。今後は、議事録の作成をお願いするようになりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：よろしくお願ひいたします。

柴田議長：報告について議題といたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）」を議題といたします。提案理由を求めます。

事務局：資料の追加が発生しておりますので、お手元の資料を参考にしてください。  
それでは、議案書の1ページをお開きください。

こちらは、農地法第3条の3第1項に基づき農地を相続したとの届出を農業委員会が受理した通知の写しとなっております。今回1件受理しておりますので報告します。

届出者①、住所中間市上底井野。届出者②、住所千葉県成田市加良部。届出者③住所福岡市長住。土地の所在、中間市大字上底井野字古川。面積122m<sup>2</sup>。中間市大字上底井野字古川。面積110m<sup>2</sup>。こちらは、持分3分の1ずつ相続しております。また、この2筆はこの後の報告事項で第4条及び第5条の転用を行っておりますので報告いたします。

柴田議長：はい、ただいまの事務局からの説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

意見がないようすで報告第1号を終わりたいと思います。次に報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書4ページ目をお開きください。こちらは、市街化区域内農地で所有権移転を伴わない農地転用となっております。今回2件届出がなされておりますので報告いたします。土地の所在地中間市大字上底井野字古川。面積122m<sup>2</sup>。申請人外2名。住所中間市大字上底井野。転用目的は倉庫となっております。こちらの位置図・写真は5ページになっております。目続きまして、2件目です。土地の所在長津1丁目。面積74m<sup>2</sup>。同じく長津1丁目。面積157m<sup>2</sup>。申請人。住所中間市長津1丁目。転用目的は、露店駐車場です。こちらの位置図・写真は6ページ目に記載しております。また、今回届出書を受理しておりますこの2件につきましては、農地に基づく転用届の提出が必要であることを把握しておらず、登記が農地のまま転用しておりましたので、始末書を提出しており、7ページに載せておりますのでご確認のほどお願いします。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたけど、本件につきましてご意見、ご質問等がありましたら挙手のうえお願いします。

意見がないようすで報告第2号を終わりたいと思います。次に報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書9ページ目をお開きください。こちら譲渡人の名前の修正をお願いいたします。それでは説明いたします。こちらは市街化区域内農地で所有権移転

を伴う農地転用となっております。今回 2 件届出がなされておりましたので報告いたします。1 件目は、土地の所在地中間市大字上底井野字古川。面積 110 m<sup>2</sup>。譲渡人外 2 名。住所中間市大字上底井野。譲受人。住所中間市中央 3 丁目。転用目的は、露店駐車場となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、10 ページに記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、2 件目です。土地の所在長津 3 丁目。面積 1497 m<sup>2</sup>。譲渡人外 3 名。住所大阪市淀川区新北野 3 丁目。譲受人。住所中間市中鶴 4 丁目。転用目的は、露店資材置場となっております。こちらの位置図及び写真につきましては、11 ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたけど、本件につきましてご意見、ご質問等がありましたら挙手のうえお願いします。

意見がないようですので報告第 3 号を終わりたいと思います。

次に議決事項についてを議題といたします。議案第 15 号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書 13 ページをお開きください。認定農業者の認定に係る意見照会となっております。今回 2 件出ておりますのでご説明いたします。1 件目申請人。住所中間市下大隈。営農類型は、水稻・大麦・トマトとなっております。経営改善の方向につきましては、農地中間管理機構を活用し規模拡大を図る。また、現在の栽培作物に加え、新たに野菜等の栽培を行い収入の増加を図ることです。経営規模拡大に関する目標としまして、労働時間は、年間 5,190 時間。所得は、年間 5,431,000 円としています。目標の面積といたしましては、現状 680 アール、令和 8 年には 890 アールを目標としております。

続きまして、2 件目です。申請人。住所中間市下大隈。営農類型は、水稻・アスパラガス・イチジクです。経営改善の方向は、多種品種の栽培を行ってきたが、栽培品目を絞ることで作業の効率化を図り生産量を上げるということです。また、農地中間管理機構を活用し規模拡大を図ることになっております。経営規模拡大に関する目標は、労働時間は、年間 2,610 時間。所得は、年間 4,106,000 円としており、目標面積については、現状 87 アール、5 年後の令和 8 年には 100 アールを目標としております。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

先程の事務局説明の補足ですけど、1 番の方の労働時間については、夫婦経営で

ありますので年間の夫婦の合計の労働時間となります。一応、10年くらい前の話になりますが、指針では労働時間の目安として、年間2,500時間。所得は4,800,000円を目標でそれに近づけるよう努力することをいわれておりました。2番の方に関しましては、面積が少ないですが今後は現状品目を絞り多種品目をやりたいとのことですが、こちらはお一人でされておりますので夫婦経営のようにはいかないとは思いますが、頑張っていただきたいと思います。

今回申請のお二人は農家としては若い世代です。認定農業者の高齢化となっておりますので、専業農家であるお二人に認定農業者の存続を考慮すると若い人に残ってもらいたい気持ちがあります。

質問はございませんか。無いようでしたら採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第15号を終わります。続きましてその他を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：ありません。

柴田議長：以上でその他について終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、牧野委員、日高委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

牧野 謙二 

日高 誠司 